

「介護技能実習評価試験」関係者の皆様へ

一般社団法人シルバーサービス振興会（「介護技能実習評価試験」試験実施機関）

事務局長 稲葉 好晴

（公印略）

## 「介護技能実習評価試験」に係る受検料の改定について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「技能実習法」といいます。）において、「介護職種」が追加されたことに伴い、同法第8条2項6号に位置付けられた「主務省令で指定する試験」として「介護技能実習評価試験」が、その実施機関として当会が認可されています。それ以降、これまでの間に「初級試験（2018年度より施行）」を21,914件、「専門級試験」（2020年度より施行）」を10,476件、「上級試験」（2022年度より施行）」を127件、それぞれ実施して参りました。（件数はいずれも2024年3月末現在）

それでは、この度の介護技能実習評価試験に係る受検料見直しの理由及び経緯について、ご報告させていただきます。

ご承知のとおり、昨今の諸物価の高騰、試験実施件数の増加に伴います人員増加等を受け、試験を運営するためのコスト上昇が続いておりました。当会としましても、コスト削減はもとより、システム化等の業務効率化など、様々な経営努力を重ねて受検料の維持に努めて参りましたが、予測をはるかに超える諸物価の値上がりや人件費値上がりの影響を受け、現行の受検料を維持するのが困難な状況となりました。

については、介護技能実習評価試験の安定的かつ円滑な運営のため、2025（令和7）年1月1日以降の申請受付分から新料金<sup>1</sup>とすることで、厚生労働省社会・援護局福祉人材確保対策室との協議の上、介護関係の各団体への説明を経て厚生労働省人材開発統括官に受検料変更承認申請を行い、この度、受検料変更の承認をいただきました。

関係各位におかれましては、何卒諸事情をご賢察いただき、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

なお、受検申請書の書類不備で受理できない場合<sup>2</sup>は、再提出となり新受検料の適用となりますので、提出にあたってはご注意ください。詳細につきましては、[当会ホームページ](https://www.espa.or.jp/internship/)（<https://www.espa.or.jp/internship/>）でご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

---

<sup>1</sup> [「介護技能実習評価試験」に係る受検料の改定について](#)

<https://www.espa.or.jp/internship/cms/wp-content/uploads/shinryokin.pdf>

<sup>2</sup> [「介護技能実習評価試験」受験申請書作成にあたってのお願い](#)

<https://www.espa.or.jp/internship/cms/wp-content/uploads/shinseijichui.docx>